

1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは、1回あたり3,000円以上とし、口座振替の方法により預入れるものとします。
- (2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他の証券類により、当行本支店のどこの店舗でも預入れることができます。

この場合は、必ずこの通帳をお持ちください。

2. (預金の種類、期間、継続方法等)

この預金の預入れは、預金口座に対してあらかじめ指定を受けた型区分により次のとおり取扱います。

- (1) 一般型
- ① 預入れ(後記③に規定する継続を含みます。)のつど、各別の「3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金(以下「3年指定定期」といいます。)とします。
- ② 同一日に満期が到来する預金はこれを取りまとめ一口の3年指定定期として継続します。
- ③ 3年指定定期は継続の停止または解約の申出がない限り満期日に元利合計額をもって3年指定定期として継続します。継続された預金についても同様とします。
- ④ 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにその旨を申出て下さい。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- ⑤ 3年指定定期の満期日は、預入日から1年経過した日より最長預入期限までの間の任意の日に変更することができます。満期日を変更する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは変更後の満期日以後に支払います。なお、3年指定定期の一部について満期日を変更する場合は、1万円以上の金額で指定してください。変更後の満期日から1か月を経過しても解約されなかった場合(解約されないまま3年後の応当日が到来した場合を含みます。)は、満期日の変更はなかったものとします。

(2) 満期日指定型

- ① 当初預入日からこの通帳記載の満期日の前日までの期間において次のとおり取扱います。なお、この預金の満期日の3か月前までに預入れることができます。
- A 預入れ(後記C.に規定する継続を含みます。)のつど次の各別の定期預金とします。
- a 預入日(または継続日)から満期日までの期間が3年3か月以上の場合
……………3年指定定期
- b 預入日(または継続日)から満期日までの期間が3年を越えて3年3か月未満の場合
……………1年自由金利型定期預金(M型)
- c 預入日(または継続日)から満期日までの期間が1年以上3年以下の場合
……………満期日までの期日指定定期預金

d 預入日(または継続日)から満期日までの期間が1年未満の場合

……………3か月、6か月の自由金利型定期預金(M型)または満期日までの期日指定方式の自由金利型定期預金(M型)

B 同一日に満期日が到来する場合は、これを取りまとめて1口の定期預金として継続します。

C 3年指定定期、1年自由金利型定期預金(M型)は満期日にその元利合計額をもって前記aに規定する定期預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。

D この預金に受入れた3年指定定期、1年自由金利型定期預金(M型)の継続を停止するときは前記(1)④の規定によります。

E この預金に受入れた期日指定定期預金の満期日を変更するときは前記(1)⑤の規定によります。

② この預金は、満期日以後に支払います。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入金額ごとに次により計算し満期日以後に元金とともに支払います。

① 期日指定定期預金の利息は、預入日(または継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、満期日に支払います。

A 預入日(または継続日)から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合

……………預入日(または継続日)の「2年未満」の預金利率

B 預入日(または継続日)から満期日までの期間が2年以上の場合

……………預入日(または継続日)の「2年以上」の預金利率

② 自由金利型定期預金(M型)の利息は、預入金額ごとに預入日から満期日の前日までの日数について、預入日における当行所定の自由金利型定期預金(M型)の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、元金とともに支払います。

(3) この預金を積立型定期預金共通規定第5条第1項により解約する場合および積立型定期預金共通規定第5条第3項、第4項、第6項の規定により解約する場合、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合
6か月未満 解約日における普通預金の利率

6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 約定利率×50%

(4) 利率は、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に預入れ（または継続）される預金から適用します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の一部解約)

この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書に記入された金額に達するまでこの預金を一口ごとに順次解約します。解約する順序は、特に指定のないかぎり預入日（継続したときはその継続日）から解約日までの日数の多いものからとします。

以上
(2020年4月改定)